

## 教職課程科目表 [総合子ども学科 幼稚園一種]

### (1) 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理	2 <sup>○</sup>	2	「資格科目」
		人間形成基礎論	2 <sup>○</sup>	1～2	総合子ども学科専攻必修
		教育史A	2	2～	総合子ども学科専攻科目
		教育史B	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		幼児教育学	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目
		教育心理学	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目
		人間発達研究法	2	2～	総合子ども学科専攻科目
		児童臨床心理学	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		教育社会学	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目
		教育制度論	2	2～	総合子ども学科専攻科目
教育課程及び指導法に関する科目	18	幼児教育課程論	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目
		保育内容の研究(健康)	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
		保育内容の研究(人間関係)	2 <sup>○</sup>	3	「資格科目」
		保育内容の研究(環境)	2 <sup>○</sup>	3	「資格科目」
		保育内容の研究(言葉)	2 <sup>○</sup>	3	「資格科目」
		保育内容の研究(音楽表現)	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
		保育内容の研究(造形表現)	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
		教育方法論	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目
教育方法・技術論	2 <sup>○</sup>	2	総合子ども学科専攻科目		
生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	2	幼児理解	2 <sup>○</sup>	4	総合子ども学科専攻科目
		教育相談	2 <sup>○</sup>	3	総合子ども学科専攻科目
教育実習	5	教育実習Ⅰ	1 <sup>○</sup>	3	「資格科目」事前・事後指導
		教育実習Ⅱ	4 <sup>○</sup>	3	「資格科目」
教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2 <sup>○</sup>	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 幼稚園1種35単位		<b>必修合計単位数 幼稚園1種41単位</b>			

(注) 単位数欄の○印は必修。

## (2)教科に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科に関する専門科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
国語	6	国語概論	2	1～	「資格科目」
算数		算数概論	2	3～	「資格科目」
生活		生活概論	2	4	「資格科目」
音楽		器楽・声楽Ⅰ	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
		器楽・声楽Ⅱ	2 <sup>○</sup>	2	「資格科目」
図画工作		絵画・造形Ⅰ	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
		絵画・造形Ⅱ	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
体育		体育Ⅰ	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
	体育Ⅱ	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」	
法定最低修得単位数 幼稚園1種6単位		<b>必修合計単位数 幼稚園1種16単位</b>			

(注) 単位数欄の○印は必修。

## (3)教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科又は教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	
		子ども学A	2 <sup>○</sup>	3	総合子ども学科専攻必修
		子ども学B	2 <sup>○</sup>	3	総合子ども学科専攻必修
		子ども社会学	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		子どもマルチ・メディア論	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		映像メディア制作実習	2	2～	総合子ども学科専攻科目
		人間発達論	2 <sup>○</sup>	1～2	総合子ども学科専攻必修
		遊び学習論	2	3～	総合子ども学科専攻科目
法定最低修得単位数 幼稚園1種10単位		<b>必修合計単位数 幼稚園1種6単位</b>			

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 法定の最低修得単位数に不足する幼稚園1種4単位については、(3)の必修以外の科目、もしくは(1)又は(2)の余剰単位で補わなければなりません。

◎幼稚園1種免許取得のためには、(1)教職に関する科目・(2)教科に関する科目・(3)教科又は教職に関する科目の法定最低修得単位数をそれぞれ充たした上で、(1)(2)(3)の合計単位数が51単位以上必要となります。

※幼稚園1種・・・(1)(2)(3)の本学必修科目(選択必修を含む)の合計=63単位

#### (4) 第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2 <sup>○</sup>	1～2	「資格科目」
体育	2	生涯スポーツの科学	2 <sup>○</sup>	2	全学共通科目
		健康・スポーツ科学実習A	1	1～	全学共通科目
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～	全学共通科目
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～	全学共通科目
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～	全学共通科目
外国語コミュニケーション	2	英語会話Ⅰ	2 <sup>○</sup>	1～2	全学共通科目
		英語会話Ⅱ	2 <sup>○</sup>	1～2	全学共通科目
情報機器の操作	2	探検コンピュータⅠ	1 <sup>○</sup>	1～2	全学共通科目
		探検コンピュータⅡ	1 <sup>○</sup>	1～2	全学共通科目

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)(3)の51単位に加え、(4)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができません。